

昭和薬科大学附属中学校 給食調理業務委託 仕様書

1. 事項名

昭和薬科大学附属中学校 給食調理業務委託

2. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

※業務内容が良好の場合は協議の上、委託期間を延長し継続更新できるものとする。

3. 実施場所

昭和薬科大学附属高等学校・中学校

4. 業務内容

- (1) 学校給食においては、成長期の中学生が利用するため栄養バランスのとれた質の高い安全な食事の提供及びサービスの向上に絶えず努力すること。
- (2) 学校給食の提供数 及び 提供日は、本校の年間行事計画に基づき次のとおりとする。ただし、長期休業期間を除く。
提供数：年間 150 回程度（1 回あたり 650 食程度を想定）
提供日：平日 月曜日～金曜日。 ※土曜・日曜・祝日（振替休日を含む）を除く。
長期休業期間：夏期、冬期、春期（学校カレンダーによる。）
- (3) 主食については「米」を基準として献立を作成し、「パン」「麺」等も加えて飽きのこない主食内容の提供に努めること。また、栄養面等を考量し「カルシウム強化米」等に変更する事も可能とする。
- (4) おかず・汁物については3品以上とし、出来る限り多くの品目、種類の提供ができるように努めること。量についても主食とのバランスを考量して提供すること。
- (5) 食品アレルギー対応等の個別食を要する生徒への配慮として、バランスのとれた十分な食事を提供できるように努めること。
- (6) 限られた時間(給食時間 50 分)の中で十分な食事がとれるように準備・提供・撤収等のあらゆる面において工夫を凝らし「喫食時間の確保」に努めること。
- (7) 施設、設備の保全及び従業員の管理並びに食材の仕入れ、保管、廃棄物処理等の給食業務全般について、関係法令等を遵守し十分な管理を行うこと。
- (8) 受託者の責に帰すべき事由により、本校生徒、関係者に対して暇庇及び食中毒、その他の損害を与えた時は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、本校へその措置等を遅滞無く報告すること。また、被害者に対してその損害を賠償すること。
- (9) 厨房を使用する際は、日々の業務終了時に、厨房内・食堂フロアの清掃を行うとともに、防火、防犯、その他災害等に留意すること。
- (10) 現場責任者等に変更があった場合は、速やかに本校に届け出ること。

- (1 1) 光熱水費は提案書に基づき双方の協議において決定する。また、次項に記載のある内容については受託者の負担とし、その他の経費については協議にて決定する。
- (1 2) 受託者は、給食受託業務において次の経費を負担する。
- ①清掃・ゴミ・残飯処分費（ゴミ箱等の設置・管理含む）
 - ②受託者の都合による設備変更（配管、電気工事等）
 - ③人件費・事務用品等運営に係る経費
- (1 3) 契約締結後は、本校が指定する稼働日にむけて取り組むこと。受託者の都合による稼働日の変更等、本校のスケジュールに支障をきたしてはならない。
- (1 4) 安定供給可能な料金を提示すること。原則、契約期間内の値上げには応じない。ただし、業務遂行上、料金改定の必要が生じた場合は、社会通念上相当と認められる金額の範囲で本校と協議することとする。
- (1 5) その他、(6)に挙げた「喫食時間の確保」についての提案等についても可能な限り検討を重ね、本校の充実した昼食内容の提供に努めること。